

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和2年6月11日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 松本 勝利

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務は、運用中の衛星通信処理装置について、気象庁庁舎移転及び接続システムの更新に伴う移設及び設定変更を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本システムの構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 衛星通信処理装置の移設及び設定変更
- (2) 業務内容 気象庁（大手町庁舎）から気象衛星センターへの装置移設（東局装置）
大阪管区気象台内でのラック間での装置移設（西局装置）
移設及び接続システムの更新に伴う装置設定変更
LAN ケーブル敷設作業
- (3) 履行期限 令和3年3月26日（金）

3 業務目的

気象庁庁舎移転及び接続システム更新に伴う、本装置の移設及び設定変更を目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本装置は、気象庁が管理する日本全国の潮位観測データをイリジウム衛星経由で受信処理し、津波監視や高潮、異常潮位、副振動に関する情報等を迅速かつ的確に発表するために、潮位データ総合処理装置にデータを送信するものであり、気象庁の防災業務を行う重要システムであることを理解し、本手続きに参加する場合はこれら業務に支障を与えないように作業を行う技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本業務を実施するためには、現在運用を行っているシステムを移植及び必要な事項について設定を行うものであることから、構成の性能・機能仕様を理解し、熟知していること。

(4) 守秘性に関する要件

①気象庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合または公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。

また、貸与された資料は本業務終了後、直ちに返却しなければならない。

②気象庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

稼働後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

衛星を経由したデータやリアルタイムデータ交換に関するコンピュータネットワークシステムの設計・運用・保守の実績があること。

(7) その他必要と認められる要件

本件の設定変更に伴い必要となる設定を変更できる権利を有すること、若しくは許可を受けられること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 吉田 松司

電話 03-3212-8341(内線 2186) F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年6月11日から令和2年7月3日まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和2年7月6日17時まで (1)に同じ。 持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。